

# ホームページを作成した際の 経費の一部を補助します！

## ホームページ作成補助

自社のホームページを開設していない事業者で、販路開拓、経営基盤強化等を目的とし、自社または自社商品をPRするためのHP作成をした経費の一部を補助します。

### 補助対象者

以下の条件の全てを満たす方

1. 区内に本社を有する中小企業者
2. 納付すべき各種税金(法人住民税・個人住民税)を滞納していない方
3. ホームページ作成補助金の交付を過去に受けていない方



### 補助対象事業

販路開拓や事業連携等を目的とするHPの作成委託費

ただし、パソコン用ページに加えスマートフォンにも対応していること。

### 対象経費

令和6年4月1日から令和7年3月31日までに制作され、令和7年3月31日までにHP制作事業者へ支払う作成委託費

ソフト購入・書籍購入費等自主制作に係るものは対象外です。



### 補助内容

補助率 制作委託費の2分の1(千円未満端数切り捨て)

限度額 20万円

国等他の機関からホームページの制作経費に対する補助金を受ける場合、当該補助金額を差し引いた後の額を本補助事業での補助対象経費とします。

くわしくは下記まで、お問い合わせください。

  
お問い合わせ

荒川区 産業経済部  
経営支援課 産業活性化係  
〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

電話:03-3802-4683(直通)  
FAX:03-3803-2333